

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

ながら備蓄(ストック)

経産省は、緊急時における生活物資の過度な需要を抑えるため、食料品や生活用品など普段使うモノを多めに買い置きし、日常から緊急時に備える習慣の普及を目指す。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

8/31(月)	先勝	二百十日、テニス全米オープン、月末時の税務・労務
9/1(火)	友引	防災の日、関東大震災記念日、マイナポイント制度開始
2(水)	先負	
3(木)	仏滅	
4(金)	大安	
5(土)	赤口	
6(日)	先勝	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/24(月)	22,985 △ 65	105.85 ▼0.34
25(火)	23,297 △312	106.18 ▼0.33
26(水)	23,291 ▼ 6	106.30 ▼0.12
27(木)	23,209 ▼ 82	106.00 △0.30
28(金)	22,883 ▼326	106.06 ▼0.06

9月から開始される主な制度等は

◎マイナポイント事業の開始……令和3年3月までの7カ月間、マイナンバーカードの取得者を対象として、選択したキャッシュレス決済サービスを利用(チャージ又は購入)した際に、利用額の25%相当のポイントが付与(最大5千円分)する「マイナポイント事業」が開始されます。ポイント付与を受けるには、事前にマイナポイントの申込み(利用するキャッシュレス決済事業者を1つ選択)が必要です。

◎厚生年金保険の標準報酬月額の上限引上げ……厚生年金保険における標準報酬月額の等級区分について、従前の最高等級(第31級・62万円)の上に、第32級(65万円)が追加され、上限が引上げられます。第32級の保険料は11万8950円(折半額5万9475円)となり、9月分(10月納付分)から適用されます。なお、健康保険の最高等級(第50級・139万円)については変更ありません。

◎労災保険法の改正……副業などで複数の会社に雇用されている労働者への労災保険給付が変わり、①休業(補償)給付などの給付額について、雇用されている全ての会社で支払われる賃金の合算額を基礎として算定する、②労災認定の判断について、会社ごとの業務上の負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価しても労災認定されない場合は、全ての会社の負荷を総合的に評価して判断します。

◎持続化給付金の新規申請を受理する新事務局の開設……持続化給付金について、9月1日以降の新規申請受付や審査等は新事務局が行います。8月31日までの申請受付分は、これまでの事務局が引き続き担当するため、それぞれの事務局のホームページ及び問合せ先を利用します。

■この記事の詳細は、情報BOX201532

雇調金の特例措置等を12月まで期限延長

新型コロナの影響に伴い実施されている雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などは、9月末までの期間が対象となっていました。本年12月末まで延長されることになりました。

また、雇用調整助成金の支給申請について、通常は判定基礎期間(賃金締切日の翌日から次の締切日まで)の末日の翌日から2カ月以内に申請を行う必要がありますが、判定基礎期間の初日が6月末までの休業等に関する申請期限は9月末までとなりました。

なお、雇用調整助成金等のオンライン受付システムが8月25日から運用を再開しています。

★★★ 9月のチェックポイント ★★★

※新型コロナ対策を引き続き強化し、事業所内感染が発生した際の対応策等を策定しておきます。

※健保・厚年の新標準報酬月額決定通知書が届き、9月分(10月納付)から適用されるので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記。なお、厚生年金の標準報酬月額の上限が引上げられます。

※9月は10月から始まる「全国労働衛生週間」の準備月間。今年のスローガンは「みなおして 職場の環境 からの健康」です。

※9月21日～30日は「秋の全国交通安全運動」。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年9月から実施される主な制度等

◆マイナポイント事業の開始

マイナポイント事業は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業です。

マイナンバーカードを取得している場合、スマートフォンやパソコンからマイナポイントの予約・申込※を行った上で、申込時に選んだキャッシュレス決済サービスを使い、9月以降にチャージや買い物を行った場合に、その利用金額の25%分のポイント（一人あたり5,000円分が上限）が付与されます。

※対応するスマホやパソコンがない場合などは、市区町村や郵便局、コンビニなど支援端末が設置されている全国約9万箇所の「マイナポイント手续スポット」でマイナポイントの予約・申込を行うことができます。

◎マイナポイント付与の対象

令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間に、選択した1つのキャッシュレス決済サービスでのチャージ又は物品の購入を行った場合がポイント付与の対象です。

マイナポイントの申込時に選択できるキャッシュレス決済サービスは、ICカード（電子マネー）やQRコード決済、クレジットカードなどの決済サービスが対象となり、ポイントがもらえるタイミングなどはサービスごとに異なります。

◆厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額等級区分が改定され、従前の標準報酬月額の上限等級（31級・62万円）の上に1等級（32級・65万円）が追加され、上限が上げられます。

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	厚生年金保険料	
			全額	折半額
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

※改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主に対して、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が送られます。標準報酬月額の改定に際して、事業主からの届出は不要です。

◆労働者災害補償保険法の改正

労働者災害補償保険法の改正により、複数事業労働者（業務や通勤が原因でけがや病気などになった時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者など）に該当する方への労災保険給付が以下のように変わります。

◎休業（補償）給付などの保険給付額の算定

労災保険給付のうち、休業（補償）給付などの保険給付額は、これまで給付基礎日額を労働災害が発生した事業場の賃金額を基礎として算定していましたが、改正により、全ての事業場等の賃金額を合算した額を基礎として算定します。

◎労災認定の判断

これまでは、それぞれの事業場ごとに業務上の負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定の判断をしていましたが、改正によって、1つの事業場のみでは労災認定されない場合は、複数の事業場の負荷を総合的に評価して、労災認定の判断をします。

◎制度改正の対象

令和2年9月1日以後に発生した傷病等についてのみ、制度改正の対象となります。

◆持続化給付金の新事務局の開設

持続化給付金について、令和2年9月1日以降の申請受付や審査等については新事務局（「9/1～申請受付分」持続化給付金事務局）が担当し、8月31日までの申請受付分については引き続き現行事務局（「～8/31申請受付分等」持続化給付金事務局）が担当します。

このため、8月31日までに申請された方は現行事務局、9月1日以降に新規申請される方は新事務局のホームページ及び相談窓口を利用します。